

(8) 障害者の健康管理

障害のある人も、一般社会で等しく普通に生活できるようにする為に、障害者も健常者も一緒に職業に就ける環境を作らなければならない。その為には以下のごとき相談員を選任する必要がある。

a. 身体障害者職業生活相談員

事業主は、一定数（5人）以上の身体障害者を雇用する事業所において、身体障害者職業生活相談員を選任し、身体障害者の職業全般において以下の相談、指導を行うこと。

- i) 身体障害者などの適職の選定、能力の向上などの職務の内容
- ii) 作業環境の整備
- iii) 労働条件や人間関係などの職場生活
- iv) 余暇活動
- v) その他職場適応の向上

b. 健康相談医師

3人以上の内部障害者（4級以上）、てんかん性発作を伴う精神薄弱者又は3級以上の脊髄損傷による肢体不自由者を常時雇用しているとき、公共職業安定所長が雇用を継続上必要と認めた場合、健康相談医師を委嘱しなければならない。